

大阪広域環境施設組合達第3号

大阪広域環境施設組合事務専決規程の一部を改正する規程

大阪広域環境施設組合事務専決規程（平成26年達第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項若しくは第26条の6第7項第2号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(1の2) 会計年度任用職員（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正後の地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の任用に関すること。

第2条第35号中「懲戒免職を除く」を「懲戒免職並びに臨時的任用職員の任免及び会計年度任用職員の任用を除く」に改め、同条第37号中「及び自己啓発等休業の承認」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。